

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	電子計算機周辺機器一式賃貸借	
契 約 内 容	基幹系プリンタの賃貸借業務	
契 約 期 間	平成29年9月1日から平成29年12月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年8月21日	
契 約 相 手 方	株式会社 J E C C	
契 約 金 額	140,440円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本件は再リースであり、他の業者から対象の物品を借り入れ直すことができないため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 産業課	
件 名	消費者教育・啓発クリアファイル、パンフレット	
契 約 内 容	平成２９年度愛知県消費者行政活性化事業費補助事業計画に基づき、高齢者向けクリアファイル、パンフレットを選定し、犬山市消費生活センターの案内を印刷した資材を契約。	
契 約 期 間	平成29年8月7日から平成29年8月24日	
契 約 締 結 日	平成29年8月7日	
契 約 相 手 方	株式会社 東京法規出版	
契 約 金 額	732,456円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項	
	○ 第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））
	第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第５号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第６号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第９号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	消費者啓発資材は市民の安全と財産を守ることを前提に作成することから、掲載する情報の信用性・正確性が大変重要であり、悪質商法問題に精通した専門知識が求められる。本契約は消費者に対してトラブル対処などの教育・啓発を目的としたクリアファイル、パンフレットの購入を行うものであり、その特殊性から作成者の（株）東京法規出版が原稿記事、イラスト、デザイン、編集レイアウト等すべて保持保管しているため入札に適しない。 啓発を担当する消費生活相談員に各社からの資材を比較検討させ、高齢者・若者にわかりやすい内容であることから、この資材を選定し随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 産業課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 産業課	
件 名	消費者教育・啓発パンフレット	
契 約 内 容	平成２９年度愛知県消費者行政活性化事業費補助事業計画に基づき、若者向け（市内中学４校３年生・市内高校２校３年生）パンフレットを選定し、犬山市消費生活センターの案内を印刷した資材を契約。	
契 約 期 間	平成２９年９月２５日から平成２９年１０月３１日	
契 約 締 結 日	平成２９年９月２５日	
契 約 相 手 方	株式会社 東京法規出版	
契 約 金 額	１７５，７１６円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項	
	○ 第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））
	第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第５号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第６号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第９号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	消費者啓発資材は市民の安全と財産を守ることを前提に作成することから、掲載する情報の信用性・正確性が大変重要であり、悪質商法問題に精通した専門知識が求められる。本契約は消費者に対してトラブル対処などの教育・啓発を目的としたパンフレットの購入を行うものであり、その特殊性から作成者の（株）東京法規出版が原稿記事、イラスト、デザイン、編集レイアウト等すべて保持保管しているため入札に適しない。 啓発を担当する消費生活相談員に各社からの資材を比較検討させ、若者にわかりやすい内容であることから、この資材を選定し随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 産業課